

平成30年 第12回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成30年 第12回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年12月21日(金) 午後 1 時 30 分 閉 会 平成30年12月21日(金) 午後 2 時 02 分							
場 所	共和町生涯学習センター 1階 第1学習室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		出席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		出席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		欠席
	7	岡 田 政 則		欠席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		出席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
10	浦 口 義 之		欠席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之		出席	農地係	佐 藤 圭 介		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	5 番 西 本 峯 雄 委員			19 番 菱 沼 昇 委員				
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地あっせんについて							
第 3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について							
第 4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について							
第 5	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について							
第 6	議案第4号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について							
第 7	議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供について							

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成30年第12回共和町農業委員会総会を開催致します。
7番 岡田委員、10番 浦口委員、16番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。
通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1 本日の議事録署名委員の指名を行います。
共和町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、5番 西本委員、19番 菱沼委員を指名致します。
では、早速議案に入ります。

◎日程第2 報告第1号 農地あっせんについて

○議長

日程第2 報告第1号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせんは4件です。
(報告第1号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。
以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

次に、日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の通知は3件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
補足ですが、1番と2番の案件につきましては、この後の議案第3号で新規の賃貸借へ移行しております。通知の内容については、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6ヶ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。
これより、採決致します。

合意解約の成立について異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していると確認いたしました。

◎日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

補足ですが、こちらの案件につきましては、親子間の贈与になり、父名義の幌似地区を中心とした農地を子へ贈与するものとなっております。申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、売買が5件、貸借が3件になります。

(議案第3号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 利用権設定各筆明細の3番は森委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(森委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の3番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 森委員は着席願います。
- (森委員 入室)
- 議長 森委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (森委員 着席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の3番を除く全件について、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第6 議案第4号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について

- 議長 次に、日程第6 議案第4号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 (議案第4号、議案書を朗読)
- 別段面積の設定につきましては、今月14日の五役会議で検討したところです。まず下限面積について改めて確認したいと思います。農地法第3条第2項第5号では、農地を取得する際の要件の1つとして、取得後の経営面積が北海道では2haに達しない場合は許可できないと定められておまして、この面積を下限面積といいます。これは、経営面積が小さいと生産性が低く、効率的で安定的な農業経営が行われなことが予想されるために定められているものです。しかし、平成21年の農地法改正により、基準を満たす場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を設定することが可能となったことから、毎年別段面積の設定について検討することが国の通知で求められています。後志管内をみますと、新規就農促進等の理由で、14市町村で別段の面積が設定されているところですが、当町は水田が主体の町でもあり、採算面などから別段の面積を設定せずに下限面積2haとしておまして、これまで特に支障は生じていない状況です。別段面積の設定基準は2つありまして、1つ目は農地法施行規則第17条第1項になりますが、耕作面積が別段面積未満の農業者が全体のおおむね4割以上になることが必要になります。2015年の農業センサスの統計数値を基に計算しますと、当町は現状でも下限面積未満の農業者の割合が7%になりまして、既に4割未満であることから、この基準には該当しません。2つ目の基準は農地法施行規則第17条第2項になりますが、設定区域内に遊休農地又は遊休農地になりそうな農地が相当程度存在すること、別

段面積を設定することで地域の農地利用の確保に支障を生ずるおそれがないことの両方に該当する場合には、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できるとされておりまして、この基準を根拠に別段面積を設定することもできなくはない状況です。しかし、農地法の下限面積は、あくまでも農地法第3条で農地を取得する際の基準になります。青年の新規参入につきましては、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金といった支援制度がありますので、これらを活用するために、農地の権利取得と同時に認定を受けて認定新規就農者になるケースが想定されます。その場合には基盤強化法の対象となり、面積基準がないことから、2町未満でも要件を満たせば許可可能となるため、青年の新規就農対策として別段面積を定める必要性は低い状況です。ただし、認定新規就農者は原則45歳未満となっておりますので、中高年の新規就農対策という意味での設定は有効であることから、昨年の協議で、対象者の就農希望状況をみながら検討することとしておりますが、本年も状況は変わっていないため、現状では設定不要という五役での協議結果となっております。以上のことから、平成31年においても別段面積は設定せずに、これまで同様、農地法に定める下限面積2haとすることを提案いたします。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

別段の面積は設定しないこととし、共和町全域における下限面積を2.0haとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、下限面積を2.0haとすることに決定致します。

◎日程第7 議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供について

○議長

次に、日程第7 議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

(議案第5号、議案書を朗読)

平成21年の農地法改正において標準小作料制度が廃止され、代わりに農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うとされたことに基づきまして、この度、平成30年分の賃借料情報と、共和町農業委員会が自主的に設定する平成31年の参考賃借料を公表するにあたり、意見を求めるものです。12ページには、今年1月から11月までに公告された賃貸借における10アール当たりの賃借料データを掲載しております。こちらは、先月の総会後の事前協議の内容から変更はございません。データにつきましては、農地区分毎に集計しておりまして、例年同様田を5区分、畑を7区分の合計12種類に区分しております。それぞれの区分毎に、特殊な取引を除いたデータを基に算出しております。平均賃借料

については、データ件数の少ない一部の区分を除き、昨年と比べて大きな変動はございませんでした。参考賃借料については、法律に基づくことなく自主的に設定しているものでして、先月の総会後の事前協議で特にご意見がなかったことを踏まえまして、14日の五役会議で検討を行ったところです。協議の内容ですが、先程ご説明した今年の賃借料データでは、昨年と比較して大きな変動はみられず、懸念された米の直接支払交付金廃止の影響についても、今年の賃借料データでは確認できなかったところです。そのため、引き続き米の直接支払交付金廃止の影響について注視するとともに、来年以降は、TPPや、来年から始まる用水路の補修に伴う負担金の影響も考慮しながら検討する必要があることを確認したうえで、現時点では田・畑共に上げ下げする要因はなく、平成30年からの変更は不要との結論になりました。よって、平成31年の農地参考賃借料につきましては、田・畑全区分において今年と同額で設定することとし、農業委員会だより1月号と共和町ホームページにおいて公表してよろしいかお諮りいたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
平成30年賃借料情報並びに、平成31年参考賃借料について、別紙のとおり公表することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、農地賃借料情報と参考賃借料について、別紙のとおり公表することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。
これにて、平成30年第12回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 0 2 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年12月21日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員 5 番 西本峯雄 印

議事録署名委員 19 番 菱沼昇 印